

第2回

令和7年度

# 外国出願補助金

外国出願に要する費用（出願料、代理人費用、翻訳料等）の1/2を補助します。

実用新案  
意匠  
商標

上限60万円

特許

上限150万円

冒認対策  
商標

上限30万円

第2回受付期間

令和7年7月22日(火)～8月27日(水)

補助対象事業者

※最終日の午後5時必着

- ✓ 佐賀県内に主たる事務所を有する中小企業者等
- ✓ 外国特許庁への出願とその基礎となる国内出願の出願人名義が同一の中小企業者等
- ✓ 外国特許庁への出願事務を依頼する国内の選任弁理士等の協力が得られる中小企業者等
- ✓ 補助事業完了後5年間、フォローアップ調査等に積極的に協力できる中小企業者等

申請方法や補助の要件など、当センターHP掲載の**募集要項**を必ずご確認ください。

<https://www.infosaga.or.jp/news/000245.php>

補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人佐賀県産業振興機構  
佐賀県産業イノベーションセンター  
技術振興課

担当:丸山、内田、清河

☎ 0952-34-4413 ✉ [chizaishien@mb.infosaga.or.jp](mailto:chizaishien@mb.infosaga.or.jp)

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

募集要項はこちらから



## 補助金を申し込む前に必ずお読みください！

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領**を必ずご確認ください。

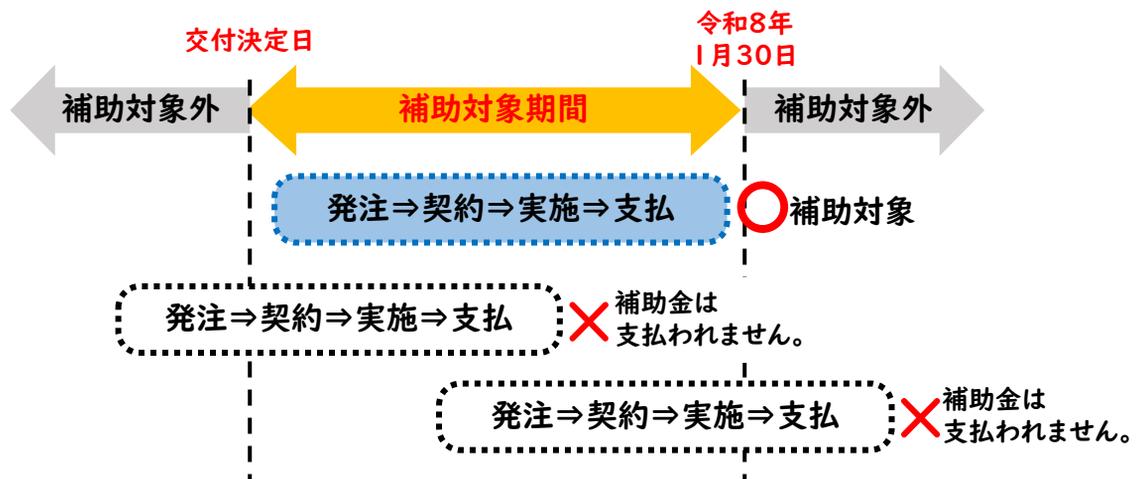
### ■補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類**をご提出ください。
- ② 申請内容の**審査**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定**を通知します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告（実績報告）**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書**をご提出いただき、補助金をお支払いします。

### ■補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間（**補助対象期間**）があります。
- 発注・契約・実施（購入）・支払（決済）を**期間内で行う**必要があります。



補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人佐賀県産業振興機構  
佐賀県産業イノベーションセンター  
技術振興課 担当:丸山、内田、清河

☎ 0952-34-4413 📧 [chizaishien@mb.infosaga.or.jp](mailto:chizaishien@mb.infosaga.or.jp)